

大田区認可外保育施設等保護者負担軽減補助金交付要綱

平成17年3月31日

こ保発第2665号

改正 平成18年3月9日こ保発第2460号

平成21年3月19日20こ保発第12888号

平成25年1月25日24こ保発第12825号

平成27年3月17日26こ保発第13852号

平成28年2月16日27こ保発第13874号

平成29年2月27日28こ保発第13528号

平成30年10月3日30こ保発第12378号

令和元年9月17日31こ保発第12430号

令和2年6月19日2こ保発第10890号

令和2年12月23日2こ保発第14137号

令和3年6月16日3こ保発第11200号

令和4年3月31日3こ保発第15998号

令和4年6月16日4こ保発第11428号

(目的)

第1条 この要綱は、認可外保育施設等を利用する児童の保護者に対し、保護者負担軽減補助金を交付することにより、子育て世帯の経済的負担の軽減を図り、もって、認可外保育施設等の利用を促進し待機児童を解消することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 認可外保育施設 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第59条の2第1項に規定する認可外保育施設（東京都認証保育所事業実施要綱（平成13年5月7日12福子推第1157号）第2（1）に規定する施設（以下「認証保育所」という。）を含む。）をいう。
- (2) 認可外保育施設等 認可外保育施設、児童福祉法第6条の3第7項に規定する一時預かり事業、同条第13項に規定する病児保育事業及び同条第14項に規定する子育て援助活動支援事業をいう。
- (3) 企業主導型保育施設 企業主導型保育事業費補助金実施要綱（平成29年4月27日付け府子本第370号雇児発0427第2号）第2の1に規定する保育事業を行う施設をいう。
- (4) 大田区子ども家庭支援センター 大田区子ども家庭支援センター条例（平成14年条例第30号）第3条第6号に基づき定期利用保育事業を行う施設をいう。
- (5) 施設等利用給付認定 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第30条の5に規定する施設等利用給付認定をいう。
- (6) 特定子ども・子育て支援 法第30条の11に規定する特定子ども・子育て支援をいう。
- (7) 施設等利用費 認可外保育施設等保護者負担軽減補助金（以下「補助金」という。）のうち、特定子ども・子育て支援に要した費用について、保護者に交付する費用をいう。
- (8) 負担軽減費 補助金のうち、施設等利用費を除く保護者に交付する費用をいう。
- (9) 保護者 補助金の交付対象となる児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする者をいう。
- (10) 第1子 保護者と生計を一にする者のうち、最年長の子どもであると区が認めるものをいう。
- (11) 第2子 保護者と生計を一にする者のうち、最年長の子どもから数えて2人目の子どもであると区が認めるものをいう。
- (12) 第3子以降 保護者と生計を一にする者のうち、最年長の子どもから数えて3人目以降の子どもであると区が認めるものをいう。
- (13) 0歳児から2歳児 満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子どもをいう。
- (14) 3歳児から5歳児 満6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子ども（0歳児から2歳児を除く。）をいう。
- (15) 利用料 認可外保育施設等及び企業主導型保育施設と保護者との契約に定める当該施設の保育料及び食材料費をいう。

(施設等利用費の交付対象者)

第3条 施設等利用費の交付対象者は、大田区子ども・子育て支援法施行規則（平成26年規則第100号）に基づき施設等利用給付認定を受け、特定子ども・子育て支援に要した費用を負担した大田

区に住民登録を有する保護者とする。

(負担軽減費の交付対象者)

第4条 負担軽減費の交付対象者は、次に掲げる要件の全てを満たす大田区に住民登録を有する保護者とする。

- (1) 認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について(平成17年1月21日付け雇児発第0121002号)により証明書の交付を受けた認可外保育施設又は企業主導型保育施設と月120時間以上の利用契約があること。ただし、東京都一時預かり事業・定期利用保育事業実施要綱第3の2(2)エに定める定期利用保育を実施する認可外保育施設及び大田区子ども家庭支援センターを利用する場合は、この限りでない。
- (2) 当該契約の対象となる児童が保育の提供を受けていること。
- (3) 前号の契約の対象となる児童が大田区に住民登録を有していること。
- (4) 補助対象月における認可外保育施設、大田区子ども家庭支援センター又は企業主導型保育施設の利用料を納付していること。

2 前項の規定にかかわらず、次の者は、負担軽減費の交付対象者から除くものとする。

- (1) 法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設及び同法第29条第3項に規定する特定地域型保育事業所に在籍する児童の保護者
- (2) 大田区子育てのための施設等利用給付兼私立幼稚園等園児保護者補助金交付要綱(平成21年4月10日付け21幼セ発第10014号)により補助金の交付を受けている者
(施設等利用費交付額)

第5条 施設等利用費の交付額は、子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号。以下「施行令」という。)第15条の6第3項及び第4項の規定に基づき、次の区分のとおりとする。

区 分	交付上限月額
0歳児から2歳児	42,000円
3歳児から5歳児	37,000円

2 交付対象月の施設等利用給付認定日数がその月の日数に満たない場合は、前項に定める交付上限月額にその月の施設等利用給付認定日数をその月の日数で除した割合を乗じた額を交付上限額とする。ただし、小数点以下の端数は切り捨てる。

(負担軽減費交付額)

第6条 負担軽減費の交付額は、認可外保育施設においては、利用料から施設等利用費の交付額を控除した額とし、企業主導型保育施設においては、利用料とする。ただし、次の各号に定める額を上限額とする。

- (1) 補助対象月において、施設等利用給付認定を受けた世帯の補助上限金額は、次表のとおりとする。

年齢	補助上限金額(月額)
0歳児から2歳児	25,000円
3歳児から5歳児	20,000円

- (2) 施設等利用給付の認定を受けない世帯の補助上限金額は、次表のとおりとする。この場合において、当該年度の4月分から8月分までの算定基準課税額は前年度のものとし、当該年度9月分から3月分までの算定基準課税額は現年度のものとする。

年齢	算定基準課税額	補助上限金額(月額)		
		第1子	第2子	第3子以降
0歳児 から 2歳児	生活保護世帯 区市町村民税非課税世帯 区市町村民税均等割額のみ課税世帯	40,000円	41,000円	67,000円
	区市町村民税所得割課税額 128,000円未満世帯	32,000円		
	区市町村民税所得割課税額 128,000円以上263,200円未満世帯	25,000円		

	区市町村民税所得割課税額 263,200円以上500,000円未満世帯	13,000円		
	区市町村民税所得割課税額 500,000円以上世帯			
3歳児 から 5歳児	生活保護世帯 区市町村民税非課税世帯 区市町村民税均等割額のみ課税世帯	40,000円		57,000円
	区市町村民税所得割課税額 128,000円未満世帯	32,000円	35,000円	
	区市町村民税所得割課税額 128,000円以上263,200円未満世帯	25,000円		
	区市町村民税所得割課税額 263,200円以上500,000円未満世帯	13,000円		
	区市町村民税所得割課税額 500,000円以上世帯			

- 2 前項の算定基準課税額は、補助対象児童の父母の合算額とする。ただし、父母が不存在等の場合は、当該児童を監護する祖父母等の合算額とする。
 - 3 交付対象月の途中において、転入又は転出がある場合は、第1項に定める交付上限月額にその月の住民登録日数をその月の日数で除した割合を乗じた額（小数点以下の端数切り捨て）を交付上限額とする。ただし、次項及び第5項に定める場合は、この限りでない。
 - 4 月の途中において、転入があり、転入月末日分まで前住所地から負担軽減費と同様の補助金等の交付を受けている場合は、当該月は負担軽減費の交付対象としない。
 - 5 月の途中において、転出があり、転出日から転出月末日までの期間に、転出先住所地から負担軽減費と同様の補助金等の交付を受けられない場合は、当該月の交付上限額は第3項の計算を行わないこととする。
 - 6 第1項の規定にかかわらず、保護者が所得の申告を行っていない、必要な税資料が提出されない等のため、世帯の課税額が判明しない場合は、補助を行わない。ただし、申告の義務がない者であって区が保有する公簿等により課税額が確認できる場合又は課税額の推定ができる場合は、この限りでない。
 - 7 第1項に規定する「区市町村民税均等割額」とは地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割をいい、「区市町村民税所得割課税額」（以下「所得割額」という。）とは同項第2号に規定する所得割をいう。ただし、同法第323条に規定する区市町村民税の減免があった場合は、その額を所得割又は均等割から順次控除して得た額を所得割課税額又は均等割額とする。
 - 8 前項の規定にかかわらず、1月1日現在において所得割額の税率が大田区特別区税条例（昭和39年条例第52号）第18条に規定する税率と異なる区市町村に住所を有していた者の所得割額は、1月1日現在において大田区に住所を有していたものとして計算する。
 - 9 前2項の所得割額を計算する場合の税額控除については、地方税法第314条の6の規定のみ適用するものとする。
（交付申請）
- 第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、大田区認可外保育施設等保護者負担軽減補助金交付申請書兼請求書（別記第1号様式。以下この条において「申請書兼請求書」という。）に次に掲げる書類を添付して区長が別に定める期日までに区長に提出しなければならない。
- (1) 領収証兼提供証明書等
 - (2) その他区長が定める必要な書類
- 2 申請者のうち、私立幼稚園を利用する者は、幼児教育・保育の無償化に係る施設等利用費請求書（別記第1号の2様式）に次に掲げる書類を添付して区長が別に定める期日までに区長に提出しなければならない。
 - (1) 領収証兼提供証明書等

(2) その他区長が定める必要な書類

- 3 当該年度の申請書兼請求書は、当該年度の3月31日までに提出しなければならない。ただし、申請期限が大田区の休日を定める条例（平成元年条例第1号）第1条に規定する区の休日にあたる時は、その日前においてその日に最も近い区の休日でない日を申請期限とする。前項に該当する者は、この限りでない。

（調査等）

第8条 区長は、前条の申請を受理するに当たって、保護者に対し、補助金交付のための審査に必要な書類の提出を求めること（以下「調査」という。）ができる。

- 2 区長は、前項の調査に当たっては、区が保有する公簿等により確認するものとする。
3 区長は、第1項の調査に当たっては、第6条第1項第2号に規定する年度の税額を区が保有する公簿等により確認できない場合、当該年度の区市町村民税課税情報の提出を求めるものとする。
4 区長は、利用料の支払に関することを、対象児童が在籍する認可外保育施設等及び企業主導型保育施設に確認することができる。

（交付決定）

第9条 区長は、第7条第1項の規定により請求のあった内容について適当と認める場合は、補助金の交付を決定し、申請者に対して大田区認可外保育施設等保護者負担軽減補助金交付決定兼交付額確定通知書（別記第2号様式）により通知する。

- 2 区長は、補助金の適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の交付申請に係る事項につき修正を加えて補助金の交付の決定をすることができる。
3 区長は、第7条第1項による申請について、補助金を交付しないことを決定した場合は、大田区認可外保育施設等保護者負担軽減補助金不交付決定通知書（別記第3号様式）により通知する。
4 区長は、第7条第2項による請求について、不相当と認める場合は、幼児教育・保育の無償化に係る施設等利用費請求却下通知書（別記第3号の2様式）により通知する。

（変更届）

第10条 前条第1項の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、第7条の申請内容に変更が生じた場合は、区長が別に定める期日までに大田区認可外保育施設等保護者負担軽減補助金変更届（別記第4号様式）を区長に提出しなければならない。

（補助金の支払）

第11条 補助金は、大田区会計事務規則（平成8年規則第46号）第75条に規定する口座振替により支払うものとし、4月分から6月分までを8月末日までに、7月分から9月分までを11月末日までに、10月分から12月分までを翌年2月末日までに、1月分から3月分までを5月末日までに交付するものとする。

（決定の取消し）

第12条 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、大田区認可外保育施設等保護者負担軽減補助金交付決定取消通知書（別記第5号様式）により交付決定の取消しができるものとする。

- (1) 虚偽その他不正な手段により、補助金の交付決定を受けたとき。
(2) 補助金の交付内容又はこれに付した条件その他法令に基づく命令に違反したとき。
2 前項の規定は、交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

（補助金の返還）

第13条 区長は、前条第1項各号のいずれかに該当する場合は、補助金の全部若しくは一部につき支払を停止し、又は既に支払った補助金の全部若しくは一部について期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

（違約加算金及び延滞金）

第14条 交付決定者は、第12条第1項の規定により補助金の交付決定が取り消され、前条の規定によりその返還を命じられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

- 2 交付決定者は、補助金の返還を命じられた場合において、これを納期までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95%の割合で計算した延滞金（100円未満を除く。）を納付しなければならない。
3 前2項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。
4 第1項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、交付決定者の納付した金額が返

還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

- 5 第2項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、こども家庭部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

(こ保発第2665号平成17年3月31日区長決定)

付 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

(こ保発第2460号平成18年3月9日区長決定)

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

(20こ保発第12888号平成21年3月19日区長決定)

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(24こ保発第12825号平成25年1月25日課長決定)

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(26こ保発第13852号平成27年3月17日区長決定)

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(27こ保発第13874号平成28年2月16日部長決定)

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(28こ保発第13528号平成29年2月27日部長決定)

付 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から適用する。

- 2 第10条の規定による補助金の支払については、平成30年度に限り、4月から9月入所分までを10月末日までに、10月から12月入所分までを翌年2月末日までに、1月から3月入所分までを4月末日までに交付するものとする。

(30こ保発第12378号平成30年10月3日部長決定)

付 則

- 1 この要綱は、令和元年10月1日から適用する。

- 2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日前までに第5条の規定により申請書を提出した者については、同日後もなおその効力を有する。

(31こ保発第12430号令和元年9月17日部長決定)

付 則

- 1 この要綱は、決定の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

- 2 令和2年3月分までの交付については、改正前の規定を適用する。

- 3 幼児教育・保育の無償化に係る施設等利用費支給要綱（令和元年8月23日付け31こ保発第12074号）は廃止する。ただし、令和2年3月分までの交付については、改正前の規定を適用する。

(2こ保発第10890号令和2年6月19日区長決定)

付 則

この要綱は、決定の日から適用する。

(2こ保発第14137号令和2年12月23日部長決定)

付 則

- 1 この要綱は、決定の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

- 2 令和3年3月分までの交付については、改正前の規定を適用する。

(3こ保発第11200号令和3年6月16日部長決定)

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(3こ保発第15998号令和4年3月31日部長決定)

付 則

この要綱は、決定の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

(4こ保発第11428号令和4年6月16日部長決定)